

2012年10月5日

北海道知事 高橋 はるみ 様

北海道公務員共闘会議
地公三者共闘会議
議長 千葉 利裕

2012年北海道人事委員会勧告にかかわる要請書

北海道人事委員会は本日、北海道知事及び北海道議会議長に対して、本年の給与改定等について勧告しました。

地公三者共闘は、14年を超える独自削減によって厳しさを増す組合員・家族の生活実態を考慮し、実際に受け取っている独自削減後の給与に基づく公民比較を行い、較差を勧告するよう求めてきました。

しかし、北海道人事委員会における月例給の比較作業は、昨年と同様の方法で行われ、その結果、公民較差は、公務より民間が独自削減後で22,071円(5.8%)、独自削減前では66円(0.02%)上回っているとされました。また、一時金についても、民間支給月数が3.97月と、独自削減後の支給月数である3.85月相当(制度上は3.95月)を上回ることが明らかとなりました。

北海道人事委員会は、こうした比較結果を踏まえ、①月例給及び一時金とも、較差が極めて小さいことから改定は見送る、とする一方、②高齢層職員の給与を抑制するとして、50歳台職員を中心とする「昇給・昇格制度の見直し」等について、勧告・報告しました。

また、今年度の勧告においても、「給与決定原則と異なる減額措置が長期間にわたることは異例なことであり、早期に本来あるべき適正な給与水準を確保すること」を報告で言及したものの、これまでと同様の要請にとどまり、停止勧告とならなかったことは、組合員・家族の厳しい生活実態からすれば不満と言わざるを得ません。

景気がなかなか上向かず、厳しい経済・雇用状況が続く北海道において、公務員労働者の給与決定は地方独立行政法人である札幌医科大学や北海道立総合研究機構だけではなく、民間企業に働く労働者における賃金決定、そして、北海道の地域経済にも大きな影響を与えることとなることから、そのことを十分考慮し、道職員の給与決定を行うべきと考えます。

政府においては、2012年人事院勧告の取り扱いについて、現段階では決定されておらず、北海道では、独自削減が長期間にわたって実施されていることから、さらなる勧告による給与引き下げは行わないよう対応すべきです。

つきましては、勧告の取扱いにあたって、次の事項について要請しますので、誠意を持って対応されるよう求めます。

記

- 1 独自削減は即刻停止すること。最低でも、削減幅を圧縮すること。
- 2 50歳台職員を中心とする昇給・昇格制度の見直しなど、高齢層職員の給与抑制につながる措置は行わないこと。
- 3 別途提出する要求書に基づき、これまでの継続課題の解決を図ること。

2012年10月5日

北海道教育委員会
教育長 高橋 教一 様

北海道公務員共闘会議
地公三者共闘会議
議長 千葉 利裕

2012年北海道人事委員会勧告にかかわる要請書

北海道人事委員会は本日、北海道知事及び北海道議会議長に対して、本年の給与改定等について勧告しました。

地公三者共闘は、14年を超える独自削減によって厳しさを増す組合員・家族の生活実態を考慮し、実際に受け取っている独自削減後の給与に基づく公民比較を行い、較差を勧告するよう求めてきました。

しかし、北海道人事委員会における月例給の比較作業は、昨年と同様の方法で行われ、その結果、公民較差は、公務より民間が独自削減後で22,071円(5.8%)、独自削減前では66円(0.02%)上回っているとされました。また、一時金についても、民間支給月数が3.97月と、独自削減後の支給月数である3.85月相当(制度上は3.95月)を上回ることが明らかとなりました。

北海道人事委員会は、こうした比較結果を踏まえ、①月例給及び一時金とも、較差が極めて小さいことから改定は見送る、とする一方、②高齢層職員の給与を抑制するとして、50歳台職員を中心とする「昇給・昇格制度の見直し」等について、勧告・報告しました。

また、今年度の勧告においても、「給与決定原則と異なる減額措置が長期間にわたることは異例なことであり、早期に本来あるべき適正な給与水準を確保すること」を報告で言及したものの、これまでと同様の要請にとどまり、停止勧告とならなかったことは、組合員・家族の厳しい生活実態からすれば不満と言わざるを得ません。

景気がなかなか上向かず、厳しい経済・雇用状況が続く北海道において、公務員労働者の給与決定は地方独立行政法人である札幌医科大学や北海道立総合研究機構だけではなく、民間企業に働く労働者における賃金決定、そして、北海道の地域経済にも大きな影響を与えることとなることから、そのことを十分考慮し、道職員の給与決定を行うべきと考えます。

政府においては、2012年人事院勧告の取り扱いについて、現段階では決定されておらず、北海道では、独自削減が長期間にわたって実施されていることから、さらなる勧告による給与引き下げは行わないよう対応すべきです。

つきましては、勧告の取扱いにあたって、次の事項について要請しますので、誠意を持って対応されるよう求めます。

記

- 1 独自削減は即刻停止すること。最低でも、削減幅を圧縮すること。
- 2 50歳台職員を中心とする昇給・昇格制度の見直しなど、高齢層職員の給与抑制につながる措置は行わないこと。
- 3 別途提出する要求書に基づき、これまでの継続課題の解決を図ること。

2012年10月5日

北海道議会議長 喜多 龍一 様

北海道公務員共闘会議
地公三者共闘会議
議長 千葉 利裕

2012年北海道人事委員会勧告にかかわる要請書

北海道人事委員会は本日、北海道知事及び北海道議会議長に対して、本年の給与改定等について勧告しました。

地公三者共闘は、14年を超える独自削減によって厳しさを増す組合員・家族の生活実態を考慮し、実際に受け取っている独自削減後の給与に基づく公民比較を行い、較差を勧告するよう求めてきました。

しかし、北海道人事委員会における月例給の比較作業は、昨年と同様の方法で行われ、その結果、公民較差は、公務より民間が独自削減後で22,071円(5.8%)、独自削減前では66円(0.02%)上回っているとされました。また、一時金についても、民間支給月数が3.97月と、独自削減後の支給月数である3.85月相当(制度上は3.95月)を上回ることが明らかとなりました。

北海道人事委員会は、こうした比較結果を踏まえ、①月例給及び一時金とも、較差が極めて小さいことから改定は見送る、とする一方、②高齢層職員の給与を抑制するとして、50歳台職員を中心とする「昇給・昇格制度の見直し」等について、勧告・報告しました。

また、今年度の勧告においても、「給与決定原則と異なる減額措置が長期間にわたることは異例なことであり、早期に本来あるべき適正な給与水準を確保すること」を報告で言及したものの、これまでと同様の要請にとどまり、停止勧告とならなかったことは、組合員・家族の厳しい生活実態からすれば不満と言わざるを得ません。

景気がなかなか上向かず、厳しい経済・雇用状況が続く北海道において、公務員労働者の給与決定は地方独立行政法人である札幌医科大学や北海道立総合研究機構だけではなく、民間企業に働く労働者における賃金決定、そして、北海道の地域経済にも大きな影響を与えることとなることから、そのことを十分考慮し、道職員の給与決定を行うべきと考えます。

つきましては、今後の勧告の取扱いにあたりまして、次の事項について要請しますので、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 独自削減は即刻停止すること。最低でも、削減幅を圧縮すること。
- 2 50歳台職員を中心とする昇給・昇格制度の見直しなど、高齢層職員の給与抑制につながる措置は行わないこと。
- 3 勧告の実施にあたっては、職員団体との交渉結果を尊重すること。

2012年10月5日

北海道議会副議長 三津 丈夫 様

北海道公務員共闘会議
地公三者共闘会議
議長 千葉 利裕

2012年北海道人事委員会勧告にかかわる要請書

北海道人事委員会は本日、北海道知事及び北海道議会議長に対して、本年の給与改定等について勧告しました。

地公三者共闘は、14年を超える独自削減によって厳しさを増す組合員・家族の生活実態を考慮し、実際に受け取っている独自削減後の給与に基づく公民比較を行い、較差を勧告するよう求めてきました。

しかし、北海道人事委員会における月例給の比較作業は、昨年と同様の方法で行われ、その結果、公民較差は、公務より民間が独自削減後で22,071円(5.8%)、独自削減前では66円(0.02%)上回っているとされました。また、一時金についても、民間支給月数が3.97月と、独自削減後の支給月数である3.85月相当(制度上は3.95月)を上回ることが明らかとなりました。

北海道人事委員会は、こうした比較結果を踏まえ、①月例給及び一時金とも、較差が極めて小さいことから改定は見送る、とする一方、②高齢層職員の給与を抑制するとして、50歳台職員を中心とする「昇給・昇格制度の見直し」等について、勧告・報告しました。

また、今年度の勧告においても、「給与決定原則と異なる減額措置が長期間にわたることは異例なことであり、早期に本来あるべき適正な給与水準を確保すること」を報告で言及したものの、これまでと同様の要請にとどまり、停止勧告とならなかったことは、組合員・家族の厳しい生活実態からすれば不満と言わざるを得ません。

景気がなかなか上向かず、厳しい経済・雇用状況が続く北海道において、公務員労働者の給与決定は地方独立行政法人である札幌医科大学や北海道立総合研究機構だけではなく、民間企業に働く労働者における賃金決定、そして、北海道の地域経済にも大きな影響を与えることとなることから、そのことを十分考慮し、道職員の給与決定を行うべきと考えます。

つきましては、今後の勧告の取扱いにあたりまして、次の事項について要請しますので、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 独自削減は即刻停止すること。最低でも、削減幅を圧縮すること。
- 2 50歳台職員を中心とする昇給・昇格制度の見直しなど、高齢層職員の給与抑制につながる措置は行わないこと。
- 3 勧告の実施にあたっては、職員団体との交渉結果を尊重すること。

2012年10月5日

自由民主党・道民会議北海道議会議員会
会 長 遠 藤 連 様

北海道公務員共闘会議
地公三者共闘会議
議 長 千 葉 利 裕

2012年北海道人事委員会勧告にかかわる要請書

北海道人事委員会は本日、北海道知事及び北海道議会議長に対して、本年の給与改定等について勧告しました。

地公三者共闘は、14年を超える独自削減によって厳しさを増す組合員・家族の生活実態を考慮し、実際に受け取っている独自削減後の給与に基づく公民比較を行い、較差を勧告するよう求めてきました。

しかし、北海道人事委員会における月例給の比較作業は、昨年と同様の方法で行われ、その結果、公民較差は、公務より民間が独自削減後で22,071円(5.8%)、独自削減前では66円(0.02%)上回っているとされました。また、一時金についても、民間支給月数が3.97月と、独自削減後の支給月数である3.85月相当(制度上は3.95月)を上回ることが明らかとなりました。

北海道人事委員会は、こうした比較結果を踏まえ、①月例給及び一時金とも、較差が極めて小さいことから改定は見送る、とする一方、②高齢層職員の給与を抑制するとして、50歳台職員を中心とする「昇給・昇格制度の見直し」等について、勧告・報告しました。

また、今年の勧告においても、「給与決定原則と異なる減額措置が長期間にわたることは異例なことであり、早期に本来あるべき適正な給与水準を確保すること」を報告で言及したものの、これまでと同様の要請にとどまり、停止勧告とならなかったことは、組合員・家族の厳しい生活実態からすれば不満と言わざるを得ません。

景気がなかなか上向かず、厳しい経済・雇用状況が続く北海道において、公務員労働者の給与決定は地方独立行政法人である札幌医科大学や北海道立総合研究機構だけではなく、民間企業に働く労働者における賃金決定、そして、北海道の地域経済にも大きな影響を与えることとなることから、そのことを十分考慮し、道職員の給与決定を行うべきと考えます。

つきましては、今後の勧告の取扱いにあたりまして、次の事項について要請しますので、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 独自削減は即刻停止すること。最低でも、削減幅を圧縮すること。
- 2 50歳台職員を中心とする昇給・昇格制度の見直しなど、高齢層職員の給与抑制につながる措置は行わないこと。
- 3 勧告の実施にあたっては、職員団体との交渉結果を尊重すること。

2012年10月5日

北海道議会民主党・道民連合議員会
会長 林 大 記 様

北海道公務員共闘会議
地公三者共闘会議
議長 千葉 利 裕

2012年北海道人事委員会勧告にかかわる要請書

北海道人事委員会は本日、北海道知事及び北海道議会議長に対して、本年の給与改定等について勧告しました。

地公三者共闘は、14年を超える独自削減によって厳しさを増す組合員・家族の生活実態を考慮し、実際に受け取っている独自削減後の給与に基づく公民比較を行い、較差を勧告するよう求めてきました。

しかし、北海道人事委員会における月例給の比較作業は、昨年と同様の方法で行われ、その結果、公民較差は、公務より民間が独自削減後で22,071円(5.8%)、独自削減前では66円(0.02%)上回っているとされました。また、一時金についても、民間支給月数が3.97月と、独自削減後の支給月数である3.85月相当(制度上は3.95月)を上回ることが明らかとなりました。

北海道人事委員会は、こうした比較結果を踏まえ、①月例給及び一時金とも、較差が極めて小さいことから改定は見送る、とする一方、②高齢層職員の給与を抑制するとして、50歳台職員を中心とする「昇給・昇格制度の見直し」等について、勧告・報告しました。

また、今年の勧告においても、「給与決定原則と異なる減額措置が長期間にわたることは異例なことであり、早期に本来あるべき適正な給与水準を確保すること」を報告で言及したものの、これまでと同様の要請にとどまり、停止勧告とならなかったことは、組合員・家族の厳しい生活実態からすれば不満と言わざるを得ません。

景気がなかなか上向かず、厳しい経済・雇用状況が続く北海道において、公務員労働者の給与決定は地方独立行政法人である札幌医科大学や北海道立総合研究機構だけではなく、民間企業に働く労働者における賃金決定、そして、北海道の地域経済にも大きな影響を与えることとなることから、そのことを十分考慮し、道職員の給与決定を行うべきと考えます。

つきましては、今後の勧告の取扱いにあたりまして、次の事項について要請しますので、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 独自削減は即刻停止すること。最低でも、削減幅を圧縮すること。
- 2 50歳台職員を中心とする昇給・昇格制度の見直しなど、高齢層職員の給与抑制につながる措置は行わないこと。
- 3 勧告の実施にあたっては、職員団体との交渉結果を尊重すること。

2012年10月5日

北海道議会公明党議員団
団 長 森 成 之 様

北海道公務員共闘会議
地公三者共闘会議
議 長 千 葉 利 裕

2012年北海道人事委員会勧告にかかわる要請書

北海道人事委員会は本日、北海道知事及び北海道議会議長に対して、本年の給与改定等について勧告しました。

地公三者共闘は、14年を超える独自削減によって厳しさを増す組合員・家族の生活実態を考慮し、実際に受け取っている独自削減後の給与に基づく公民比較を行い、較差を勧告するよう求めてきました。

しかし、北海道人事委員会における月例給の比較作業は、昨年と同様の方法で行われ、その結果、公民較差は、公務より民間が独自削減後で22,071円(5.8%)、独自削減前では66円(0.02%)上回っているとされました。また、一時金についても、民間支給月数が3.97月と、独自削減後の支給月数である3.85月相当(制度上は3.95月)を上回ることが明らかとなりました。

北海道人事委員会は、こうした比較結果を踏まえ、①月例給及び一時金とも、較差が極めて小さいことから改定は見送る、とする一方、②高齢層職員の給与を抑制するとして、50歳台職員を中心とする「昇給・昇格制度の見直し」等について、勧告・報告しました。

また、今年の勧告においても、「給与決定原則と異なる減額措置が長期間にわたることは異例なことであり、早期に本来あるべき適正な給与水準を確保すること」を報告で言及したものの、これまでと同様の要請にとどまり、停止勧告とならなかったことは、組合員・家族の厳しい生活実態からすれば不満と言わざるを得ません。

景気がなかなか上向かず、厳しい経済・雇用状況が続く北海道において、公務員労働者の給与決定は地方独立行政法人である札幌医科大学や北海道立総合研究機構だけではなく、民間企業に働く労働者における賃金決定、そして、北海道の地域経済にも大きな影響を与えることとなることから、そのことを十分考慮し、道職員の給与決定を行うべきと考えます。

つきましては、今後の勧告の取扱いにあたりまして、次の事項について要請しますので、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 独自削減は即刻停止すること。最低でも、削減幅を圧縮すること。
- 2 50歳台職員を中心とする昇給・昇格制度の見直しなど、高齢層職員の給与抑制につながる措置は行わないこと。
- 3 勧告の実施にあたっては、職員団体との交渉結果を尊重すること。

2012年10月5日

北海道議会フロンティア議員会
会長 金岩 武吉 様

北海道公務員共闘会議
地公三者共闘会議
議長 千葉 利裕

2012年北海道人事委員会勧告にかかわる要請書

北海道人事委員会は本日、北海道知事及び北海道議会議長に対して、本年の給与改定等について勧告しました。

地公三者共闘は、14年を超える独自削減によって厳しさを増す組合員・家族の生活実態を考慮し、実際に受け取っている独自削減後の給与に基づく公民比較を行い、較差を勧告するよう求めてきました。

しかし、北海道人事委員会における月例給の比較作業は、昨年と同様の方法で行われ、その結果、公民較差は、公務より民間が独自削減後で22,071円(5.8%)、独自削減前では66円(0.02%)上回っているとされました。また、一時金についても、民間支給月数が3.97月と、独自削減後の支給月数である3.85月相当(制度上は3.95月)を上回ることが明らかとなりました。

北海道人事委員会は、こうした比較結果を踏まえ、①月例給及び一時金とも、較差が極めて小さいことから改定は見送る、とする一方、②高齢層職員の給与を抑制するとして、50歳台職員を中心とする「昇給・昇格制度の見直し」等について、勧告・報告しました。

また、今年の勧告においても、「給与決定原則と異なる減額措置が長期間にわたることは異例なことであり、早期に本来あるべき適正な給与水準を確保すること」を報告で言及したものの、これまでと同様の要請にとどまり、停止勧告とならなかったことは、組合員・家族の厳しい生活実態からすれば不満と言わざるを得ません。

景気がなかなか上向かず、厳しい経済・雇用状況が続く北海道において、公務員労働者の給与決定は地方独立行政法人である札幌医科大学や北海道立総合研究機構だけではなく、民間企業に働く労働者における賃金決定、そして、北海道の地域経済にも大きな影響を与えることとなることから、そのことを十分考慮し、道職員の給与決定を行うべきと考えます。

つきましては、今後の勧告の取扱いにあたりまして、次の事項について要請しますので、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 独自削減は即刻停止すること。最低でも、削減幅を圧縮すること。
- 2 50歳台職員を中心とする昇給・昇格制度の見直しなど、高齢層職員の給与抑制につながる措置は行わないこと。
- 3 勧告の実施にあたっては、職員団体との交渉結果を尊重すること。

2012年10月5日

北海道・大地
会長 鳥越 良孝 様

北海道公務員共闘会議
地公三者共闘会議
議長 千葉 利裕

2012年北海道人事委員会勧告にかかわる要請書

北海道人事委員会は本日、北海道知事及び北海道議会議長に対して、本年の給与改定等について勧告しました。

地公三者共闘は、14年を超える独自削減によって厳しさを増す組合員・家族の生活実態を考慮し、実際に受け取っている独自削減後の給与に基づく公民比較を行い、較差を勧告するよう求めてきました。

しかし、北海道人事委員会における月例給の比較作業は、昨年と同様の方法で行われ、その結果、公民較差は、公務より民間が独自削減後で22,071円(5.8%)、独自削減前では66円(0.02%)上回っているとされました。また、一時金についても、民間支給月数が3.97月と、独自削減後の支給月数である3.85月相当(制度上は3.95月)を上回ることが明らかとなりました。

北海道人事委員会は、こうした比較結果を踏まえ、①月例給及び一時金とも、較差が極めて小さいことから改定は見送る、とする一方、②高齢層職員の給与を抑制するとして、50歳台職員を中心とする「昇給・昇格制度の見直し」等について、勧告・報告しました。

また、今年の勧告においても、「給与決定原則と異なる減額措置が長期間にわたることは異例なことであり、早期に本来あるべき適正な給与水準を確保すること」を報告で言及したものの、これまでと同様の要請にとどまり、停止勧告とならなかったことは、組合員・家族の厳しい生活実態からすれば不満と言わざるを得ません。

景気がなかなか上向かず、厳しい経済・雇用状況が続く北海道において、公務員労働者の給与決定は地方独立行政法人である札幌医科大学や北海道立総合研究機構だけではなく、民間企業に働く労働者における賃金決定、そして、北海道の地域経済にも大きな影響を与えることとなることから、そのことを十分考慮し、道職員の給与決定を行うべきと考えます。

つきましては、今後の勧告の取扱いにあたりまして、次の事項について要請しますので、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 独自削減は即刻停止すること。最低でも、削減幅を圧縮すること。
- 2 50歳台職員を中心とする昇給・昇格制度の見直しなど、高齢層職員の給与抑制につながる措置は行わないこと。
- 3 勧告の実施にあたっては、職員団体との交渉結果を尊重すること。

2012年10月5日

日本共産党北海道議会議員団
団 長 真 下 紀 子 様

北海道公務員共闘会議
地公三者共闘会議
議 長 千 葉 利 裕

2012年北海道人事委員会勧告にかかわる要請書

北海道人事委員会は本日、北海道知事及び北海道議会議長に対して、本年の給与改定等について勧告しました。

地公三者共闘は、14年を超える独自削減によって厳しさを増す組合員・家族の生活実態を考慮し、実際に受け取っている独自削減後の給与に基づく公民比較を行い、較差を勧告するよう求めてきました。

しかし、北海道人事委員会における月例給の比較作業は、昨年と同様の方法で行われ、その結果、公民較差は、公務より民間が独自削減後で22,071円(5.8%)、独自削減前では66円(0.02%)上回っているとされました。また、一時金についても、民間支給月数が3.97月と、独自削減後の支給月数である3.85月相当(制度上は3.95月)を上回ることが明らかとなりました。

北海道人事委員会は、こうした比較結果を踏まえ、①月例給及び一時金とも、較差が極めて小さいことから改定は見送る、とする一方、②高齢層職員の給与を抑制するとして、50歳台職員を中心とする「昇給・昇格制度の見直し」等について、勧告・報告しました。

また、今年度の勧告においても、「給与決定原則と異なる減額措置が長期間にわたることは異例なことであり、早期に本来あるべき適正な給与水準を確保すること」を報告で言及したものの、これまでと同様の要請にとどまり、停止勧告とならなかったことは、組合員・家族の厳しい生活実態からすれば不満と言わざるを得ません。

景気がなかなか上向かず、厳しい経済・雇用状況が続く北海道において、公務員労働者の給与決定は地方独立行政法人である札幌医科大学や北海道立総合研究機構だけではなく、民間企業に働く労働者における賃金決定、そして、北海道の地域経済にも大きな影響を与えることとなることから、そのことを十分考慮し、道職員の給与決定を行うべきと考えます。

つきましては、今後の勧告の取扱いにあたりまして、次の事項について要請しますので、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 独自削減は即刻停止すること。最低でも、削減幅を圧縮すること。
- 2 50歳台職員を中心とする昇給・昇格制度の見直しなど、高齢層職員の給与抑制につながる措置は行わないこと。
- 3 勧告の実施にあたっては、職員団体との交渉結果を尊重すること。